

空 調 用 A 契 約 (豊岡地区)

〈選択約款〉

2025年3月3日実施

豊岡エネルギー株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適 用 条 件	2
5. 契約の締結	3
6. 料 金	3
7. 契約の変更または解約	4
8. 精 算 額	4
9. 名義の変更	6
10. 本支管工事費の精算	6
11. 緊急調整時の措置	7
12. ハイパワーエクセル割引制度	7
13. ハイパワーエクセル割引の精算	7
14. そ の 他	7
付 則	7
(別 表)	
1. 料金の算定方法	8
2. 料金表 1 (空調用 A 契約第一種)	8
3. 料金表 2 (空調用 A 契約第二種)	9
4. 料金表 3 (空調用 A 契約第三種)	10
5. ハイパワーエクセル割引単価	10

1. 目 的

この選択約款は、お客さまの負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の選択供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用または冷却用熱源機をいいます。
- (2) 「ハイパワーエクセル」とは、空調機器のうち、運転時に発電する電力を機器の外部に供給するガスエンジンヒートポンプ方式のものをいいます。
- (3) 「契約使用可能量」とは、空調機器の単体の定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し 3.6 を乗じた値（小数点以下切り捨て）の合計をいいます。ただし、1 立方メートル未満の場合は 1 立方メートルとします。
- (4) 「契約ハイパワーエクセル使用可能量」とは、ハイパワーエクセルの単体の定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し 3.6 を乗じた値（小数点以下切り捨て）の

合計をいいます。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。

- (5) 「ハイパワーエクセル使用比率」とは、契約ハイパワーエクセル使用可能量を契約使用可能量で除した値（パーセント表示で、小数点以下切り上げ）をいいます。
- (6) 「契約月別使用量」とは、契約の開始から終了までの契約で定める月別使用予定量をいいます。なお、月別使用量における当月分使用量とは、当月定例検針分使用量（前月の定例検針日の翌日から当月の定例検針日までの使用量）をいいます。
- (7) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (8) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまが1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (9) 「夏期」とは、5月検針分（4月定例検針日の翌日から5月定例検針日まで）から12月検針分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）までの8か月の期間をいい、「冬期」とは、1月検針分（12月定例検針日の翌日から1月定例検針日まで）から4月
- (10) 「最大需要期」とは、12月定例検針日の翌日から4月定例検針日までの期間をいいます。
- (11) 「契約年間負荷率」とは、次の算定式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切り捨て）

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約年間使用量}}{\text{最大需要期の契約月別使用量の合計} \times 3} \times 100$$

- (12) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (13) 「単位料金の調整」とは、当社が別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は一般ガス小売供給約款（豊岡地区）23の規定により、本選択約款別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定することをいいます。
- (14) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
- (15) 「割引後基準単位料金」とは、(5)に基づきお客さまごとに定めるハイパワーエクセル使用比率に応じて別表に定めるハイパワーエクセル割引単価を、各基準単位料金から差し引いたものをいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次の全ての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

- (1) 空調機器のエネルギー源としてのガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。
- (2) 設置する空調機器の使用予定に基づいて契約使用可能量及び契約月別使用量を定めることができる需要であること。
- (3) 契約年間使用量が契約使用可能量の600倍（小数点以下切り捨て）以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が70パーセント以上であり、至近の3か年において実績年間負荷率が70パーセント未満となる事態が継続して発生していないこと。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた空調用A契約第一種、空調用A契約第二種または空調用A契約第三種（以下「空調用A契約種別」といいます。）のいずれかの需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社は、空調機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約使用可能量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約年間引取量
 - ④ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまのいずれからも何ら意思表示がない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。お客さまは次の契約期間における契約内容を変更しようと希望する場合には、原則として契約期間満了時の2か月前までに当社に対してその旨を申し出なければならないものといたします。
- (4) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 料 金

- (1) 当社は、空調用A契約第一種には別表の料金表1を、空調用A契約第二種には別表の料金表2を、空調用A契約第三種には別表の料金表3を適用して、料金を算定いたします。

- (2) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日（初回検針日が一般ガス小売供給約款（豊岡地区）16（2）の①の場合は初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、一般ガス小売供給約款（豊岡地区）の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。
- (3) 契約開始日から次の検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合、当社はその算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。また、新たにガスのご使用を開始した場合は、一般ガス小売供給約款（豊岡地区）22の（3）及び（4）に定めるところによります。
- (4) お客様の都合や契約違反によりこの契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（1）に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は別表に基づいて算定いたします。

7. 契約の変更または解約

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、もしくは2（1）によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約できるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなかった場合及び8の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には契約期間中であっても、相手方は契約を解約できるものいたします。

8. 精 算 額

お客様が以下に該当する場合には、そこに定める精算額を口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。

精算額の支払期限は、当社からのガス使用を継続する場合には、精算額が発生していることを当社が確認した後、最初に支払義務が発生する料金の支払期限と同一といたします。当社からのガス使用を廃止する場合には、廃止する日が属する期間の料金の支払期限と同一といたします。また、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算定式により算定いたします。

精算額に含まれる消費税等相当額（1円未満端数切り捨て）

＝精算額×消費税率／（1＋消費税率）

- (1) 使用可能量倍率未達精算額

① お客様の実績年間使用量が、契約使用可能量の600倍（小数点以下切り捨て）未満の

場合には、以下の算式によって算定する金額を使用可能量倍率未達精算額としてお支払いいただきます。ただし、当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。

$$\text{使用可能量倍率未達精算額} = \left[\left[\begin{array}{l} \text{契約使用可能量の600倍に相当する年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間使用量} \end{array} \right] \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額} \times 1.1 \end{array} \right]$$

② 実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合は、上記の算式に代えて以下の算式により算定いたします。

$$\text{使用可能量倍率未達精算額} = \left[\left[\begin{array}{l} \text{契約使用可能量の600倍に相当する年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{契約年間引取量} \end{array} \right] \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額} \times 1.1 \end{array} \right]$$

③ 使用可能量倍率未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量に一般ガス小売供給約款（豊岡地区）に定める料金表を適用して算定される料金総額の103パーセント（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

（2） 契約年間引取量未達精算額

お客さまの実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合には、以下の算定式によって算定する金額を契約年間引取量未達精算額としてお支払いいただきます。ただし、当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left[\left[\begin{array}{l} \text{契約年間引取量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間使用量} \end{array} \right] \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額} \end{array} \right]$$

（3） 契約中途解約精算額

契約期間中に次の（イ）または（ロ）の理由によって需給契約が解約された場合には、以下の算式によって算定される金額を契約中途解約精算額としてお支払いいただきます。ただし、解約理由が（イ）による場合であって、当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。

<解約理由>

(イ) 7 (1) の規定による場合

(ロ) 7 (2) の規定によるものであってお客さまの契約違反による場合

① 解約と同時に、契約中途解約精算額規定を有しない当社の他の契約を締結する場合または当社からのガス供給を廃止する場合

契約中途解約精算額＝（解約日の翌月から契約終了月までの基本料金相当額）

② 解約と同時に、契約中途解約精算額規定を有する当社の他の契約を締結する場合またはこの選択約款の同一契約種別で新たに需給契約を締結する場合。

ただし、新たに締結する契約の内容が次の（イ）または（ロ）に該当する場合はこの限りではありません。

（イ）新たに締結する契約の前契約解約日の翌月から前契約終了月までの基本料金相当額が、解約前の契約の解約日の翌月から契約終了月までの基本料金相当額と同額またはこれを超える場合

（ロ）新たに締結する契約の契約年間使用量が解約前の契約の契約年間使用量と同量またはこれを超える場合

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[\begin{array}{l} \text{前契約の解約日の翌月から} \\ \text{前契約終了月までの前} \\ \text{契約基本料金相当額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{前契約の解約日の翌月から} \\ \text{前契約終了月までの新} \\ \text{契約基本料金相当額} \end{array} \right]$$

③ 契約中途解約精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量に一般ガス小売供給約款（豊岡地区）に定める料金表を適用して算定される料金総額の103パーセント（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものいたします。

9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中にその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

10. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後、この選択約款に基づく契約により使用を開始して1年未満の契約期間中において契約を解約するとともに、さらに当社が供給するガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

1 1. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の各料金表の基本料金を次の算式によって引きいたします。

また、8の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \quad \begin{array}{l} \text{定 額 基 本} \\ \text{料金割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{定額基本} \\ \text{料 金} \end{array} \times \frac{\text{調 整 時 間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの} \\ \text{平 均 調 整 量}}{\text{契約使用可能量}}$$

$$(2) \quad \begin{array}{l} \text{流 量 基 本} \\ \text{料金割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約使用} \\ \text{可 能 量} \end{array} \times \frac{\text{調 整 時 間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの} \\ \text{平 均 調 整 量}}{\text{契約使用可能量}}$$

1 2. ハイパワーエクセル割引制度

- (1) この選択約款を適用されているお客さまで、ハイパワーエクセルを設置し、使用しているお客さまに対しては、3（15）の割引後基準単位料金を適用いたします。
- (2) ハイパワーエクセル割引制度を適用する場合は、一般ガス小売供給約款（豊岡地区）23及び別表の基準単位料金を割引後基準単位料金に置き換えます。
- (3) ハイパワーエクセル割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただき、契約ハイパワーエクセル使用可能量を契約にて定めるものといたします。

1 3. ハイパワーエクセル割引の精算

12の条件を満たさずに、12の割引制度を適用されていた場合には、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、割引制度を適用せずに算定した料金総額に103パーセントを乗じた額（小数点以下切り捨て）に消費税等相当額を加えたものと、すでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

1 4. そ の 他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款（豊岡地区）を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2025年3月3日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切替措置（適用料金）

当社は、料金算定期間の末日が2025年3月3日から2025年3月31日に属する料金算定期間の料金は、2025年3月2日まで適用の空調用A契約に基づき料金を算定するものといたします。

（別 表）

1. 料金の算定方法

- （1） 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- （2） 基本料金は定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。なお、流量基本料金算定の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- （3） 従量料金は、基準単位料金または一般ガス小売供給約款（豊岡地区）23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

2. 料金表1（空調用A契約第一種）

（1） 定額基本料金

夏 期	1 か 月 に つ き	45,452.00円 (消費税等相当額を含みます。)
冬 期	1 か 月 に つ き	45,452.00円 (消費税等相当額を含みます。)

（2） 流量基本料金単価

夏 期	1 立方メートルにつき	1,450.90円 (消費税等相当額を含みます。)
冬 期	1 立方メートルにつき	2,901.80円 (消費税等相当額を含みます。)

（3） 基準単位料金

夏 期	1 立方メートルにつき	96.83円 (消費税等相当額を含みます。)
-----	-------------	---------------------------

冬 期	1 立方メートルにつき	1 0 1 . 5 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-----	-------------	----------------------------------

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款(豊岡地区)23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2 (空調用A契約第二種)

(1) 定額基本料金

夏 期	1 か 月 に つ き	1 3 , 3 2 9 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
冬 期	1 か 月 に つ き	1 3 , 3 2 9 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)

(2) 流量基本料金単価

夏 期	1 立方メートルにつき	1 , 1 8 2 . 5 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
冬 期	1 立方メートルにつき	2 , 5 2 5 . 6 0 円 (消費税等相当額を含みます。)

(3) 基準単位料金

夏 期	1 立方メートルにつき	1 1 0 . 0 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
冬 期	1 立方メートルにつき	1 1 4 . 7 6 円 (消費税等相当額を含みます。)

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款(豊岡地区)23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表3 (空調用A契約第三種)

(1) 定額基本料金

夏 期	1 か 月 に つ き	4, 9 1 1 . 5 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
冬 期	1 か 月 に つ き	4, 9 1 1 . 5 0 円 (消費税等相当額を含みます。)

(2) 流量基本料金単価

夏 期	1 立方メートルにつき	1, 0 2 0 . 8 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
冬 期	1 立方メートルにつき	2, 2 5 7 . 2 0 円 (消費税等相当額を含みます。)

(3) 基準単位料金

夏 期	1 立方メートルにつき	1 1 9 . 3 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
冬 期	1 立方メートルにつき	1 2 4 . 0 4 円 (消費税等相当額を含みます。)

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款(豊岡地区)23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. ハイパワーエクセル割引単価

(1) 適用区分

割引単価表1 ハイパワーエクセル使用比率が1パーセントから35パーセントまでの場合に適用いたします。

割引単価表2 ハイパワーエクセル使用比率が35パーセントを超え70パーセントまでの場合に適用いたします。

割引単価表3 ハイパワーエクセル使用比率が70パーセントを超える場合に適用いたします。

(2) 割引単価表

① 割引単価表1

1 立方メートル につき	第一種	第二種	第三種
	1. 5 0 円 (消費税等相当額を 含みます。)	1. 8 5 円 (消費税等相当額を 含みます。)	2. 0 8 円 (消費税等相当額を 含みます。)

② 割引単価表 2

1 立方メートル につき	第一種	第二種	第三種
	2. 5 1 円 (消費税等相当額を 含みます。)	3. 0 8 円 (消費税等相当額を 含みます。)	3. 4 7 円 (消費税等相当額を 含みます。)

③ 割引単価表 3

1 立方メートル につき	第一種	第二種	第三種
	3. 5 9 円 (消費税等相当額を 含みます。)	4. 4 0 円 (消費税等相当額を 含みます。)	4. 9 5 円 (消費税等相当額を 含みます。)